



## 「免除利用」

---

- RIHE法 § 10(2)

- ① 余剰ART胚の保存、
- ② 保存庫から余剰ART胚の撤去、
- ③ 余剰ART胚の移送、
- ④ 写真やビデオ撮影を含む、余剰ART胚の観察、
- ⑤ 余剰ART胚の死滅、
- ⑥ 認定されたARTセンターで実施され、かつ、(i) 胚の適合性が移植についてのその生物学的適合性に基づいてのみ決定される場合に、余剰ART胚がそれを創出した女性の体内への移植に適していおらず、(ii) 利用が、余剰ART胚を創出した女性の生殖補助技術治療との関連で行われる診断検査の一部を形成している場合、
- ⑦ 認定されたARTセンターによって行なわれ、かつ、余剰ART胚を創出した女性以外の女性の妊娠達成を目的としている場合、
- ⑧ 規則によって規定された種類のものである場合